

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	谷住郷地区大口集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1: ③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和2年1月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=4)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上は、全体の25%に上る。
また、当集落では全ての農地を集落内農業者で耕作しており、今後、新たな担い手の確保に併せ、担い手への農地集積・集約化等が喫緊の課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落において、現在は中心経営体は存在しないが、高齢化と後継者不足により、新たな中心経営体(担い手)の確保が必要である。このため、担い手確保に向けた話合いを、耕作者と行政が連携を図りながら話合いを継続していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、「わからない」が50%、「必要である」「必要ない」がそれぞれ25%となっている。今後5年は、現在の耕作者で営農を継続することで農地の保全を行っていく意向が示された。しかし、その見通しは不透明であり、近隣の担い手の確保や、既存の耕作者の中から新たな担い手を確保するなど、その検討を進めていく。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備が「必要ない」が100%となっている。当集落は、ほ場整備(4.3ha、H19～H25)が実施済みである。しかしながら、田の水はけが悪い、用水路の流れが急で取水時に田が洗堀される、農道と田の段差が高く収穫作業に支障がある等の問題を抱えている。これらが営農の支障になっていることから、これらの対策を講じることでより営農環境の改善を図っていく。

■新規・特産化作物の取組方針

当集落は水害常襲地域であり、水稻以外の作物は栽培が困難であるが、つや姫やハーブ米の栽培など収益性の高い水稻を生産に取り組んでいる。野菜の作付も行っているが、当面は水稻を基本とした栽培を継続する。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

当集落では、ほ場整備時に併せて農地全体を囲う防護柵が設置されたが、その金網柵を超えて侵入するイノシシ・サルの被害が深刻化している。このため、防護柵上部への電柵の設置により獣害の軽減を図っていくことが急務となっている。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力し、集落の農地を守っていく」が60%、「UIターン者や新規就農者等の担い手を取り組み、集落全体で支えながら農地を守っていく」が20%という回答結果となった。今後、近隣の担い手の確保や、現行の耕作者の中から新たな担い手を確保するなど、その検討を進めていく。

■その他の取組方針

当集落において、多面的機能支払交付金制度に取り組む谷住郷環境保全組合の活動が、農地の保全に大きな役割を果たしており、引き続き農地・農業用施設の適切な管理を行っていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	該当なし					
計	経営体		0.0 ha		0.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。